

# □ 男子児童生徒の性の逸脱行為 ＜わいせつ行為・盗撮・下着盗等＞

## 対応のポイント

- ① 管理職及び生徒指導主任へ、正確な情報を迅速、確実に伝える。
- ② 発生現場・警察等へ急行し、事実を確認する。
- ③ 重大な犯罪行為であるという毅然とした姿勢を示す。
- ④ 学校は警察ではなく、教育の場であることを忘れない。

## 初 期 対 応

### ① 初動対応

#### 連絡・速報及び情報管理

- 管理職（校長・教頭）・生徒指導主任への連絡
    - ・5W1Hについて、知り得た情報を客観的かつ正確に伝える（メモを添えて）。
    - ・危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。（緊急時は、生徒指導主任→教頭→校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ。）
    - ・様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する（生徒指導主任又は教頭等）。
  - 保護者への緊急連絡
    - ・事案の状況等について端的に説明し、必要に応じて本人の迎えを依頼する。（連絡がつかない、保護者が行けない場合等は、学校で対応する。）
  - 教育委員会への速報【「資料6」参照】
    - ・校長の判断で、速やかに報告する（TEL・FAX等）。
    - ・警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。
- ※ 特に、携帯電話やスマートフォンを利用した盗撮等については、警察との連携が必要。

#### 発生現場・警察等への急行

- 携帯電話を所持した複数の教職員で対応する。

#### 事実確認

- 被害者又は警察から確認
  - ・迷惑をかけたことを謝罪する。
- 当該児童生徒から聴取
  - ・重大な犯罪行為であるという毅然とした姿勢を示す。
- 関係した児童生徒から聴取（当該校の児童生徒の場合）
  - ・個別に事実関係を確認する。

#### 保護者への対応

- 教職員は、保護者と当該児童生徒のコミュニケーションをサポートする。
- 被害者への対応（謝罪・弁済等）について適切な助言をする。
  - ・保護者も含めてしっかりと謝罪することが大切である。それにより、自分の行為で周りがどれだけ恥ずかしく、情けない思いをするかを十分認識させることができる。
- 家庭での話し合いについて適切な助言をする。
  - ・叱るだけではなく、行為に至った心情や背景等内面の理解を重視し、規範意識の高揚につながるよう接する（話し合いの内容：原因・背景、当該児童生徒の思い、行為の善悪等）。

### ② 対応方針協議

#### 関係者による緊急対策会議の開催

- 情報集約
  - ・警察へ連絡し、できる限りの情報を収集する。
- 児童生徒・保護者への指導・支援
- 指導方法・高懲戒処分等の原案作成

### 緊急職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通理解
  - ・概要をまとめた資料を用意する。
- 今後の対応策の検討と役割分担
  - ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。
- 指導方法・**高**懲戒処分等の決定

## 初 期 ・ 中 期 対 応

### 基本的な対応とその指導

- 非行事実及びその問題性を認識し、反省する時間を十分にもつ。
- 自分の行動について不安や疑問をもち、心理的にも動揺していることが多いので、心のケア及び自らその問題に気付き、立ち直ることができるように指導・支援する。
- 社会的・道徳的な規範を示し、性に関する基本的事項、男女の人間関係の在り方等についての理解を深めさせる。
- 警察や医療機関・児童相談所等と連携しながら指導に当たる。

#### 男子児童生徒が性の逸脱行為に至るひとつのパターン

インターネット・携帯電話等による性情報への過剰なアクセスによって、偏狭な性意識を形成し、湧き上がった感情や欲望が、自己抑制されず、ストレートに表出してしまう。

#### 各家庭における取組 ～子どもたちの安全なネットや携帯電話の利用に向けて～

- ① 携帯電話をもつ必要があるか十分検討する。
- ② リビングなどできるだけ家族の目の届く場所にパソコンを置く。
- ③ 子どもと一緒にネットや携帯電話を利用する時間をつくるなど、正しい利用の仕方について一緒に考えたり、話し合いをしたりする。
- ④ 子どものネットや携帯電話の利用について常に関心をもち、利用の実態を把握する。
- ⑤ 子どもと話し合いながら、利用内容や時間等について一定のルールをつくる。
- ⑥ フィルタリングソフトやサービスを積極的に利用する。【「女子性逸脱-6」参照】  
(参照「ネット・ケータイ問題への対応について」平成22年3月)

### 当該児童生徒への対応

- 再発防止に向けた指導・支援
  - ・担任等、当該児童生徒と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主任とともに指導の中心とする。
  - ・生徒指導主任等が叱責や説諭を中心に対応し、担任は児童生徒の受容に努めるなど、生徒指導主任を中心に、役割分担を決めておく。
  - ・叱責・説諭等にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真に反省に至るよう粘り強く指導する。
  - ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、当該児童生徒の気持ちも理解する。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

連携した対応・支援

### 当該児童生徒の保護者への対応

- 来校を依頼し、詳細確認
  - ・担任と管理職等の複数で面談する。(必要に応じて、SCやSSWが同席)
  - ・温かい態度で接し、当該児童生徒への非難等は避ける。
  - ・関係児童生徒が複数の場合は公平に接する。
  - ・面談予定時間を示し、厳守する。
- 今後の対応策を相談
  - ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童生徒への支援の在り方について、共に考える。
  - ・学校の指導・支援の在り方について説明する(学校ができることと、その限界についても明確にしておく)。
  - ・被害者への対応(謝罪等)について相談する。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

### 未然防止・再発防止に向けた対応

- 校内における教育相談体制の充実
  - ・児童生徒一人ひとりを多面的に観察する中で、心の変化を敏感に感じ取り、変化を見取る。
- 保護者との連携強化
  - ・きめ細かな連絡、保護者会や学校だよりの充実等を通して、信頼関係の一層の構築に努める。
- 情報モラル教育の推進
  - ・携帯電話・スマートフォン等の急速な普及により、児童生徒のインターネットの利用に係る課題が増加しており、特に、盗撮や個人情報（画像等）の拡散が問題となっている。これらは、山口県迷惑防止条例のみならず、児童ポルノ処罰法やリベンジポルノ防止法に抵触する可能性があることから、警察と連携した「ケータイ安全教室」や「非行防止教室」の開催など、情報モラル教育の一層の推進が望まれる。【「女子性逸脱-1」参照】
- 指導力向上のための事例検討会の実施

## 性非行について

### 性非行の形態

性情報の氾濫や性に対する考え方の変化など、生徒を取り巻く社会環境が変化している一方、生徒の体格の向上や意識の変化に伴い、性的な成熟が早まる傾向にあるといわれる。

ところが、それに随伴すべき社会道徳や性道徳の体得、自制心の涵養などが伴わないため、性非行に走る青少年の増加と低年齢化をもたらしている。

性非行は、その形態によって、「攻撃型性非行」、「遊び型性非行」、「利欲型性非行」、「倒錯型性非行」のおよそ四つに分類することができる。

「**攻撃型性非行**」とは、強姦、強制わいせつなどのように、暴行、脅迫、心身喪失などの状態などにおいて、婦女に暴行したり、わいせつな行為をしたりする性非行である。

「**遊び型性非行**」とは、性交等の性行為が、遊び又はその延長として捉えられるものであり、シンナー等の薬物乱用、無断外泊、不良交遊、暴走族への加入などの問題行動と関連している。

「**利欲型性非行**」とは、売春行為やソープランドで働くなど、経済的利得を目的とするものである。

「**倒錯型性非行**」とは、のぞき、下着盗、つきまとい、カミソリや汚物、薬品等による乱暴や傷害など、通常の男女間の性行為あるいは肉体的接触を目的とせず、その代償的行為で性的満足を得ようとするものである。

このうち、近年その比重を増してきているのがインターネットや携帯電話等における出会い系サイトの利用等による利欲型性非行と遊び型性非行で、不純異性交遊がその典型であり、一部売春行為の中にも見られる。不純異性交遊は、人生の重要な要素である性というものに対する正しい理解を困難にすること、生活が乱れ、売春などへとエスカレートするおそれがあること、退学、家出あるいは薬物乱用などが伴いやすく、心身に極めて悪い影響を及ぼすこと、妊娠、性病などの事態も考えられ、そのこと自体あるいはその処理の過程が心身に悪い影響を与えることなどの点で、青少年の健全な人格形成等の大きな阻害要因となりうる。

## 性非行と性犯罪

性非行を大きく分けると、性犯罪と非犯罪行為とになる。性犯罪には、強姦、強制わいせつ、公然わいせつ等の性犯と、下着盗のように性的動機で行われる窃盗やのぞきのように軽犯罪法違反となるものなどがある。一方、非犯罪行為は、ぐ犯行為あるいは不良行為ではあるが、刑法等に触れる犯罪行為ではないもので、売春防止法で禁止されている売春、児童福祉法で禁止されている淫行、青少年保護育成条例で禁止されているみだらな性交等のほか、不純な性交や不純異性交遊などが含まれる。

警察庁の調べによると、補導された女子の性の逸脱行為のきっかけ、動機は、「興味（好奇心）から」という者が最も多くなっており、次いで「遊ぶ金が欲しくて」となっている。

性非行を防止するために、学校においては、生徒の発達段階に応じて、「保健体育」「道徳」「特別活動」などを中心に学校の教育活動全体を通じて、性に関する科学的知識を与えるとともに、人間尊重の精神に基づいて生徒が健全な異性観をもち、これに基づいた望ましい行動がとれるようにすることなどを重点に、地域や学校の実態に応じて、性に関する指導を体系的かつ組織的に展開することが必要である。すなわち、すべての生徒に対して人間の性に関する基礎的・基本的事項を正しく理解させ、自己の性に対する認識をより確かにさせるとともに、人間尊重、男女平等の精神に基づき、男女の人間関係や現在及び将来の生活における性にかかわる諸問題に対して、適切な意思決定や行動の選択ができるよう性に関する指導を充実することが求められる。

いわゆる性教育の充実については指導資料の作成をはじめ各般の施策がとられているが、学習指導要領では小学校高学年から保健体育等の指導内容として位置付けられている。また、青少年の問題行動に直接間接に影響を与えるものとして、青少年を取り巻く地域環境の問題があり、有害な地域環境に対しては、適切な教育的措置を講ずる必要がある。家庭、学校、職場及び地域社会が緊密な連携の下に、一体となって青少年の健全な成長を妨げる俗悪な出版物や映画、享乐的な施設等、有害な地域環境を排除し、好ましい環境に浄化していくため、関係業界の自粛、自制を求めるとともに、地域ぐるみの青少年育成活動が展開される必要がある。なお、風俗営業等適性化法では、学校や図書館、児童福祉施設等の周囲200m以内の区域では風俗関連営業を営むことを禁止している。

生徒指導研究会 「詳解 生徒指導必携 改訂版」2006年>

# □ 女子児童生徒の性の逸脱行為 <出会い系サイト等を介したいわゆる「援助交際」・売春等>

## 対応のポイント

- ① 児童買春において、児童生徒は「被害者」であることを念頭に置いて対応する。
- ② 児童生徒・保護者の意向を踏まえた上で、児童生徒のプライバシーに十分配慮し、対応する。
- ③ 対応は女性教職員が望ましい。
- ④ 相談を受けた教職員が一人で抱え込まない。
- ⑤ 医療機関への受診、警察への通報等具体的な提案を行い、同意を得るよう働きかける。
- ⑥ 警察・少年サポートセンター・医療機関等と連携して対応する。

## 関係法令

### ■児童福祉法■ (S23.1.1施行 H27.7.15最終改正)

第34条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(中略)

6 児童に淫行をさせる行為

→ **児童生徒は被害者**

### ■売春防止法■ (S32.4.1施行 H26.6.13最終改正)

第2条 この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

第3条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

※ 売春やその相手方となることは禁止されているが、罰則はない。斡旋等をした者は罰せられる。

### ■児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律■

(いわゆる「児童買春・児童ポルノ処罰法」 H11.11.1施行 H26.6.25最終改正)

主な内容：① 児童（18歳未満の者）に対し対償を供与し、又は供与の約束をして、性交等行うことを禁止

② 児童ポルノを頒布（提供）・販売・製造等することを禁止

→ **児童生徒は被害者**

### ■インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律■

(いわゆる「出会い系サイト規制法」 H15.9.13施行 H26.6.25最終改正)

主な内容：① 「出会い系サイト」を利用して児童（18歳未満の者）を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止

② 児童の「出会い系サイト」の利用禁止

③ 「出会い系サイト」の掲示板に書き込みをして、性交の相手やお金を目的の交際を求めること（不正誘引）を禁止

→ **児童生徒は被害者 or 犯罪者**

### ■私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律■

(いわゆる「リベンジポルノ防止法」 H26.11.27施行)

主な内容：① 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、私事性的画像記録（物）を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金【公表罪】

② 上記の行為をさせる目的で、私事性的画像記録（物）を提供した者は1年以下の懲役又は30万円以下の罰金【公表目的提供罪】

※ 私事性的画像記録：次の1～3のいずれかを撮影した画像

1 「性交（又は類似行為）に係る人の姿態」

2 「性器等を触る行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ（又は刺激する）もの」

3 「衣服の全部（又は一部）を着けない人の姿態であって、殊更に人の性的な部位が露出（又は強調）されているものであり、かつ、性欲を興奮させ刺激するもの」

→ **児童生徒は被害者 or 犯罪者**

## ① 発覚のきっかけ

### 児童生徒自らが相談に来て発覚する場合

- 妊娠・性感染症等を心配して養護教諭に相談した。
- 出会い系サイト等で知り合った男にしつこくつきまとわれ、困っていると相談があった。

### 本人以外から情報が入り発覚する場合

- 知り合った相手に会いに行くべきか相談を受けた友人が、担任に相談した。
- 本人の行動がエスカレートしていくのを心配した友人が、生徒指導主任に相談した。
- 保護者から児童生徒の深夜徘徊<sup>はいかい</sup>や無断外泊の相談を受けた。
- 警察が児童生徒を喫煙・深夜徘徊等で補導・指導する中で、出会い系サイト等による児童買春被害に度々遭っていたことが分かり、連携・協力して継続的に見守る必要があることから、学校に連絡が入った。

## 初 期 対 応

## ② 状況等の把握

### 児童生徒自らが相談に来た場合

- 面談の時間をもち、詳細を聴き取る。
  - ・相談を受けた教職員が中心となるが、女性教職員が望ましい。
  - ・客観的な情報を丁寧に確認する（月経の遅れ、本人が自覚する妊娠・性感染症の可能性としての体の変調、ストーカー被害等）。
  - ・頭ごなしに児童生徒の行動や考えを否定せず、原因や背景、至るまでの経過、保護者への相談の有無等について聞き取る。
  - ・児童買春において児童生徒は被害者であることから、児童生徒のプライバシーや話したくないことについては十分配慮する。
- 留意点
  - ・相談を受けた教職員が一人で抱え込まず、児童生徒から信頼されたその教職員の存在を組織として受け止め、対応に当たることが必要である。
  - ・相談を受けた教職員一人で対応できる部分と、他の教職員の支援を受けることが必要である部分について本人に説明し、納得の上で支援を行う。
  - ・保護者への連絡、医療機関の受診を勧める、警察へ通報する等、具体的に提案し、同意を得るよう働きかける。
  - ・同意を得るためには、どんなことがあっても、最後まできちんと関わり続けてくれるという信頼を得ることが大切である。
- 面談後、保護者に児童生徒の考えや状況を連絡する。
  - ・家族に隠しておきたいと考える児童生徒も多いことから、本人の心情を十分考慮し、保護者に対して理解と配慮を求める。

### 保護者から相談を受けた場合

- 面談の時間をもち、詳細を聴き取る。
  - ・担任・養護教諭・生徒指導主任等が面談の中心となるが、女性教職員が望ましい。
  - ・客観的な情報を丁寧に確認する（深夜徘徊<sup>はいかい</sup>、無断外泊、月経の遅れ、妊娠・性感染症の可能性、ストーカー被害等）。
  - ・保護者の心情を共感的に理解しながら、原因や背景、経過等について聞き取り、保護者や児童生徒への非難は避ける。
- 留意点
  - ・相談を受けた教職員が一人で抱え込まず、組織として受け止め、対応に当たることが必要である。
  - ・相談を受けた教職員一人で対応できる部分と、他の教職員の支援を受け入れることが必要である部分について保護者に説明し、了解を得た上で支援を行う。
  - ・医療機関の受診を勧める、警察へ通報する等、具体的に提案し同意を得るよう働きかける。
  - ・同意を得るためには、どんなことがあっても、最後まできちんと関わり続けてくれるという信頼を得ることが大切である。
  - ・教職員に隠しておきたいと考える児童生徒も多いことから、保護者の意向を踏まえた上で、児童生徒からの聴き取りについて考慮する。

### ③ 連絡及び対応方針協議

#### 管理職（校長・教頭）・生徒指導主任への連絡

- 5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える（メモを添えて）。

#### 関係者による緊急対策会議の開催

- 児童生徒・保護者・教職員からの情報を集約する。
- 児童生徒・保護者の意向を踏まえた上で、具体的な対応策を検討する。

#### 関係機関との連携

- 必要に応じて、関係機関等に支援を要請する。
  - ・妊娠・性感染症等の可能性等が認められる場合→医療機関
  - ・犯罪性が認められる場合→警察、少年サポートセンター
  - ・入学直後及び逸脱行為に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合→出身学校
  - ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合→ふれあい教育センター等
  - ・一時保護を必要とする場合→児童相談所

## 初 期 ・ 中 期 対 応

### ④ 基本的な対応・指導

- 対応・指導の方向
  - ・いわゆる「援助交際」等の問題性・危険性を認識させ、反省させる（犯罪行為となりうること、凶悪犯罪につながる可能性があること、性的関係をもつことの心身のリスク等について）。
  - ・心理的不安を解消させる（自分の行動について不安や疑問をもち、心理的にも動揺していることが多いので、心のケア及び自らその問題に気づき、立ち直ることができるように指導・支援する。）。
  - ・社会的・道徳的な規範を示し、性に関する基本的事項、男女の人間関係の在り方等についての理解を徹底させる。
  - ・いわゆる「リベンジポルノ」について、自分の下着姿や裸の写真を「撮らない。」「撮らせない。」「撮られない。」「自ら撮って送らない。」こと、インターネットに公表されると短期間のうちに拡散し、取り返しのつかない事態に陥ることなどについて指導する。
- 留意点
  - ・「男女交際」については、一般論としての指導だけでなく、児童生徒の実態に応じた個別な対応が必要である。
  - ・教職員として、「自分だけではない。」という安心感や「人に後れをとりたくない。」という誤った価値観、簡単に金品が手に入ることへの期待感や楽しさなどから安易に性的関係をもってしまうことに、真正面から反対する必要がある。
  - ・単なる叱責や説諭に終わらず、いわゆる「援助交際」等に至った心情や背景に迫り、自己の課題や家庭生活における問題点を考えさせる。
  - ・薬物乱用とのかかわりの有無を確認する。
  - ・他の児童生徒が関係している場合もあるので、交友関係・人間関係等にも十分注意を払いながら指導する。

#### いわゆる「援助交際」は誰にも迷惑をかけているわけではない、と言う児童生徒に対しての指導

- 人間の尊厳や正しい人間関係を失わせ、自分を傷つけ、人生を大切にしていない行為であることを理解させる。
- 人は生きていく上で必ず社会と関わりをもつものであり、またそうしないと生きていくことはできない。迷惑をかけていないと思うことは独りよがりな考え方であること、社会のきまりを破れば必ず人に迷惑をかけることに気付かせる。

- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援
- 少年安全サポーター等による立ち直り支援

**未然防止・再発防止に向けた対応**

- 校内における教育相談体制の充実
  - ・ 児童生徒一人ひとりを多面的に観察し、心の変化を敏感に感じ取り、変化を見取る。
- 保護者との連携強化
  - ・ きめ細かな連絡、保護者会や学校だよりの充実等を通して、信頼関係の一層の構築に努める。

**関係機関との連携**

- 性的被害に理解のある産婦人科医等、地域の関係機関を調べ、必要に応じて連絡するとともに、養護教諭等が情報を集約して保管する。

**「出会い系サイト」による犯罪から自分の身を守るための3つのNO！**

**見ない！！**

- 興味があっても、「出会い系サイト」は見ない。
- 「出会い系サイト」の広告メールが届いても誘いに乗らない。
- 「出会い系サイト」からのメールが届かないようにするための対策をする。

**書き込まない！！**

- 知らないアドレスから来たメールには返信しない。
- 「出会い系サイト」には、絶対に書き込みしない。

**絶対会わない！！**

- 「出会い系サイト」、「チャット」等、インターネット上で知り合った者とは絶対に会わない。

＜警察庁 「気持ちのスキ間に入り込む 出会い系サイトのワナ」2005年＞

**携帯電話が子どもにもたらす弊害**

① 子どもが違法・有害情報にさらされていること

インターネット上にはわいせつな情報、暴力的な情報、犯罪に巻き込む情報など様々な違法・有害情報が存在する。子どもたちは携帯電話を通じて、いつでもどこでもインターネット上の情報に直接的に接することができるため、子どもは保護者や教員の知らない間にこれらの情報にさらされることとなっている。

【違法情報】 児童ポルノ画像、覚せい剤の販売に関する情報等の情報自体が違法であるもの

【有害情報】 違法情報には該当しないが、子どもの健全育成上有害と見られる情報

② 子どもが非行・犯罪を犯したり、犯罪に巻き込まれたりする危険性が高まっていること

ア 違法・有害情報により子どもが重大な影響を受ける危険性

携帯電話により、子どもが違法・有害情報に接することが容易になるとともに、不特定の人と容易に結びつくことが可能となっている。その結果、子ども自身が重大な影響を受け、逸脱行為や犯罪に走る契機となることが懸念されている。

＜逸脱行動の例＞

- ・ 子どもたちが、性暴力を肯定する描写に触れ、「皆やっている。」、「被害者も喜んでいる。」等と認識し、現実世界で性犯罪を犯すこと。
- ・ 子どもたちが、家出サイトに掲載されている家出の体験談などをきっかけに家出をしたり、ひったくり等の共犯者を募集する書き込みをきっかけに非行少年グループを形成して犯罪を敢行したりすること。



- ・ 子どもたちが、自殺の方法に関するサイトなどをきっかけにオーバードーズ（薬の過剰摂取）、リストカット等の危険な行為に走ること。
- ・ 誰もが援助交際をやっているという情報や避妊等に関する誤った情報が子どもたちの中で広がるとともに、現実の情報であると錯覚して模倣する子どもも出てくること。

#### イ 出会い系サイトなどを通じて子どもが福祉犯被害に巻き込まれるおそれ

子どもを対象とする犯罪を大人が携帯電話を介して仕掛けることにより、子どもが児童買春や児童ポルノ製造等の深刻な被害に遭っている状況がある。

いわゆる出会い系サイト規制法により18歳未満の子どもによる出会い系サイトの利用防止対策がとられているが、利用の際の年齢確認は基本的に自主申告であるため、子どもが18歳以上と偽って簡単に利用できる状況にある。また、迷惑メールの80%が出会い系サイトの宣伝であり、子どもが興味半分でアクセスする危険性も高い。このほか、ゲーム、掲示板、チャット等出会い系サイト以外のものも、見知らぬ人との出会いの機会を提供している（総務省資料「通信・放送の現状」平成18年1月20日）。

#### ウ 子どもの携帯電話の悪用による被害の深刻化

子どもが携帯電話を容易に用いることにより、相手の気持ちを考えずに誹謗中傷等をメールで仲間内に瞬時に配信して相手を深く傷つけたり、トラブルを起こしたりすることがある。また、子どもたちが他の子どもに暴行し、その状況を携帯電話のカメラで撮影してメールで配信した事例に見られるように、携帯電話によって被害画像が瞬時に配信され、被害が拡大・深刻化することがある。

### ③ 子どもの成長にとって好ましくない結果が生じることが懸念されること

携帯電話は、いつでもどこでも利用できるため、使いすぎの弊害がある。特に、メールのやり取りが延々と続くなど過度にのめり込む結果、携帯電話に振り回される「メール依存」の状態に陥ることもある。これらにより、子どもの成長にとって好ましくない結果が生じることが懸念されている。

#### <懸念される子どもの行動例>

- ・ 食事中や懇談中にも携帯電話を利用し続ける。
- ・ 携帯電話がないと落ち着かない、携帯電話を抱いて寝る、携帯電話が止められた途端にパニックになる。
- ・ 携帯電話の利用に過度に時間がとられた場合、睡眠時間が減るなど生活が不規則になるほか、戸外での遊びや友達と直接会話をすることなど多様な活動を行わなくなる。
- ・ メールによりすぐ連絡がとれるため、人との連絡において即応を求める。
- ・ 些細なことで友達関係を解消するなど、人間関係において短絡的な思考を行う。
- ・ 校則で携帯電話の持ち込みが禁止されていても持ち込む。見付かっても黙認されることもあり、携帯電話を持っていない子どもや持ってこない子どもが不公平感や不満を募らせる。

<バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会

「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守るために 最終報告書」2006年>

## インターネットの有害情報から子どもたちを守るために

### 保護者としてなすべきこと（フィルタリングの利用）

パソコンを利用する際に、子どもたちを有害情報から守るには、保護者の皆さんがお子さんと一緒にインターネットを利用することが一つの方法です。お子さんにとっては、保護者とのコミュニケーションが図れるチャンスとなるだけでなく、お子さんがどのようなことに興味・関心を抱いているかを知るなど、子育ての上で貴重な情報源となることも考えられます。しかし、お子さんの自立を促すためには、いつまでも一緒に活動することはできないため、被害防止の一方法として、フィルタリングを利用することが考えられます。

また、普及の著しい携帯電話等については、お子さん個人の使用となるため、深刻なトラブルの発生を防ぐためにも、家庭でのルールづくりや有害情報へのアクセスを制限するフィルタリングの利用等の対策が必要です。

- フィルタリングとは  
フィルタリングとは、子どもたちにとって好ましくないインターネット上の有害情報を自動的に遮断するプログラムやサービスのことである（ただし、フィルタリングを利用しても防御できない情報もある）。
- パソコンのフィルタリングの利用  
パソコンのフィルタリングには、無料のものからプロバイダが提供するものまで、様々なものがあり、代表的なものはパソコンにインストールするものである。詳しくは、財団法人インターネット協会のホームページで説明している。

フィルタリング情報ページ～フィルタリングでインターネットをもっと楽しく～

URL <http://www.iajapan.org/rating/> （財団法人インターネット協会）

- 携帯電話等のフィルタリングの利用  
携帯電話等のフィルタリングについては、平成21年4月1日から、携帯電話会社は、青少年が使用する携帯電話等に対して、フィルタリングサービスを提供することが法律で義務付けられている。また、保護者に対しては、青少年が使用する携帯電話であることを携帯電話会社に申告することが義務づけられている。  
フィルタリングサービスの利用等については、保護者の判断に委ねられているが、その判断は、子どもの希望に応じるのではなく、子どもの年齢や成長等を考慮して、保護者が行なうことが大切である。

### 参考となるホームページ

- インターネットを利用する子供のためのルールとマナー集（教師・保護者版）  
URL <http://www.iajapan.org/rule/rule4child/a-index.html>
- 情報通信白書 for Kids 「総務省」  
URL [http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/kids/index.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/kids/index.html)
- 著作権Q&Aシリーズ「社団法人著作権情報センター」  
URL <http://www.cric.or.jp/qa/>

### トラブルなどについての相談窓口

- 契約先のISP（インターネットサービスプロバイダ）
- 山口県警察サイバー犯罪相談窓口  
TEL：083-922-8983 Email：cyber.soudan@police.pref.yamaguchi.lg.jp  
※ 緊急を要する情報・相談については、所轄警察署あるいは「110番」通報
- 山口県消費生活センター（相談専用）  
TEL：083-924-0999
- ネットアドバイザー（子どもと親のサポートセンター）  
TEL：083-987-1240

<山口県教育委員会>